

競渡と水嬉と習水戦

長 部 和 雄

は し が き

一 序 説

一、序 説

二、競渡の起源及意義

三、唐宋時代の競渡

四、競渡と習水戦との關係

五、競渡と水嬉との關係

六、競渡の禁止

七、結 語

は し が き

此の小論は昭和十四年十一月、京都帝國大學東洋史談話會大會席上に於て、已に其の概要を發表した所の者に係りますが、爾後蒐集した史料に據り、幾分舊考とは異なる結果を得ましたので更めて左に之を書き綴り、大方の叱正を仰ぎ度いと思ひます。

支那では古く漢代より新らしくは今日に至る迄、競渡水嬉習水戦など稱する一種の水上競戯が存する。其の意義及實況は時代の推移に相應じ幾分變遷もし、亦時には或る理由の下に之等の中の一部を禁止せしめて居る。私は茲に之等が起原を討ね、其の實況を察し、且つ之が禁止の理由を探究せる間に、之等は外見上單なる游觀的行事であるとは云へ、其の背後に當時の社會乃至政治上の重大問題を包藏して居る事を發見するに至つた。就中、競渡の起原は庶民の年中行事に發すると雖も、貴族文化華やかなりし唐代では、之は王室貴紳中心の游觀的行事として行はれ、庶民文化擡頭せんとする宋代に於ては、

都人士女及村郊庶民間の游賞を目的とした行事に擴がり、隨つて其の社會史的意義も此の過渡期に際して特に重大なる者を發見するのである。故に拙き此の小論の目的も、畢竟斯る見地から此の種の唐宋時代年中行事の裡に伏在せる重大な史的意義を稽へるに在り、偶々其の例證として右の三者を擇んだ迄である。

二 競渡の起原及意義

惟ふに競渡の起原は恐らく六朝時代に始まるらしく、今日一般に知られる所では、南朝梁の宗懔撰荆楚歲時記五月五日之條下に、

是日。競渡採雜藥。按五月五日競渡俗。爲屈原投汨羅日傷其死。故竝命舟楫以極之。舸舟取其輕利。謂之飛鳧。一自爲水軍。一自以爲水馬。州將及士人。悉臨水而觀之。

と見えるのが其の最初であらう。

今右の荆楚歲時記に聽くに、抑々競渡の起原は、屈原が汨羅の淵に投水せし故事を痛惜するの餘り、後世の楚

人が舟楫を命じ彼を極はしむ意に發して居ると云ふ。併し涵芬樓說郛卷十所收僞蜀馬鑑撰續事始競渡の項に、楚傳云。起於越玉勾踐。又歲時記云。俗謂屈原死於汨羅。時人傷之。並將舟楫以極之。因爲俗。歲華記麗云。因勾踐成風。極屈原而爲俗也。

とあるに據れば、他方、楚國の傳説に越玉勾踐に關して起つたとも云ふ異説あり、唐の徐堅撰初學記卷四歲時部下にも荆楚歲時記を要約し、續事始と同様の説を掲げて居るが、此の傳説は斯うである。

春秋楚國の大夫伍奢なる者、魯の昭公二十年、楚國にて誅せられ、其の子子胥は吳に奔り、申地を興へられ伍君申胥とも呼ばれた。其の後、吳が越を破り、越玉勾踐は和を吳王夫差に請ふた所、夫差之を許した。然るに、子胥は王を諫め、王聽さず、却つて子胥に死を賜ふ事になつた。子胥將に自殺せんとして曰ふに、吾が眼を吳の東門に懸けて呉れよ、他日越が吳に入り、吳國の亡びる様を見ん、と。其處で吳王夫差懼り、子胥の尸を取り、鷓鴣の草に盛り之を江に投ぜしめたのである。此の話は

史記卷六六及國語吳語第十九等に出て來る所であるが、荆楚歲時記は此の故事に因る異説を掲げ、前條に引續き

邯鄲淳曹娥碑云。五月五日。時迎伍君逆濤。而上爲水

所淹。斯又東吳之俗事。在子胥不關屈平也。越地傳云

起於越王勾踐不可許矣。

と附記し、曩きの續事始に見えた所の或は楚傳に云ふとか、或は越地傳に云ふとかの異説の派生せし源を成せる者と思はれる。

兎も角、競渡の起原に關しては古來斯様に屈原に因む外、伍君子胥及勾踐に關しても同様に傳説が遣されて居るが、要するに、續事始に唐の韓鄂の歲華記麗を引用して勾踐に因り風を成し、屈原を拯ふて俗と爲つたと云ふのが、此の傳説成立の真相であらうと思ふ。

併し唐宋以後に於ては、競渡は多く屈原を弔ふの意から行はれた様であつて、例へば、宋の張來の張右史文集卷三十二に、和端午と題する

競渡深悲千載冤。忠魂一去詎能還。

國公身殞今何有。只有離騷在世間。

と云ふ一首、亦宋の蘇轍の樂城集卷第十一にも、競渡と題する七言律詩一首有つて、

史君欲聽榜人謳。一夜江波拍岸流。

父老不知招屈恨。以下略

と云へる如き、猶ほ現行本には見當らないのであるが說郭卷五(淘芬樓本)所收の宋の羅大經撰鶴林玉露にも、何れの地方か分明でないが、蠻郷に競渡の行はれるを載せ弔屈原正楚俗也。名爬缸。

など云へるに據り明かである。亦現今に於ても、全く斯る意味から行はれて居ることが、昭和十四年八月十日附大阪朝日新聞紙上で、「楽しい夏祭りも復活」と云ふ見出しの下に、「中支戦線より孝感にて吉田特派員發」の記事として、寫眞一葉と共に掲げられた一節

支那の天神祭—湖北省孝感縣では永らく杜絶えてゐた楽しい夏祭りを今年から復活、去る一日盛大な祭典を執行した。この夏祭りは昔楚の國に屈原公子といふ大學者が時の大臣に謀られて遂に湖南湖北省の境界にある汨羅江に入水自殺した故事があり、この屈原公子を

祀つたのが始まりである。以下略

と云ふのに据つても判明するであらう。らう兎も角之亦興味深い所である。更に我が徳川時代中川飛彈守著清俗紀聞禮帙卷ノ一年中行事之項に清朝時代競渡の實況を聞き傳へ、

往古より屈原を弔ふための遺俗なりと云ふ。

(前後共に略す)

と云つて居る。

以上を以て支那友日本に傳はる競渡の屈原に關する傳説の概要を紹介し終つたが、更に之を民族學士より見る時は、其の眞の屈原及意義は別である。姑らく、マーセルグラネー氏著「支那古代の祭禮と歌謠」(内田智雄譯)(弘文堂刊)に聽けば、同書二八四頁競争の項に左傳昭公十九年之條及王充の論衡卷十五に據り、春秋鄭國の洧水及魯國の沂水の畔に於て、二つの龍舟の競漕に依り行はれる雨乞の祭禮を擧げて居るが、之などは或は競渡の原始形ではあるまいかと愚考致す次第である。

孰れにせよ、競渡の眞の屈原及意義を考ふるに當りて

は、之は傾聽す可き説であらうと思ふ。

三 唐宋時代の競渡

右の如く唐以前の競渡は、全く英雄弔傷の祭禮として江湖地方の民間に取り行はれたものであるが、唐代に這入り全く之と趣を異にし、宮嬪縉紳の游觀行事として特に穆宗敬宗の二帝が之を好み、長安の池上に行はれる様になつた。新唐書卷八穆宗敬宗本紀に

元知十五年九月辛丑。觀競渡角觝于魚藻宮用樂。

寶曆元年五月庚戌。觀競渡于魚藻宮。

同右二年三月戊寅。觀競渡于魚藻宮。

同右二年五月戊寅。觀競渡于魚藻宮。

同右二年八月丙午。觀競渡于新池。

とあり、亦舊唐書卷十七上敬宗本紀、寶曆元年五月庚戌同二年三月戊寅、同二年五月戊寅之各條にも、「幸魚藻宮觀競渡」とあり、唐會要卷二十七行幸の項にも、元和十五年九月及寶曆二年三月兩度同様の記事が見える。

唐代長安に於ける競渡の實況に關しては、右に掲げた

以外手許に餘り多くを知り得る史料を持合せて居ないが、唐會要卷二十七所載の前掲の競渡の記事には、大いに張樂して云云と附記され、亦期日も五月五日に限らず九月三月等區々にて、屈原を弔傷する意は全く喪失して居るを知る可きである。

亦其の舉行されし場所に就いて見るも、魚藻池及新池と見えるのみであるが、已に河川上でなし、掘鑿された池水上であることは、其の本義を失へる何よりの徴證であり、寧ろ之が當然であらう。因みに、此の兩池に關しては、纔かに唐會要卷三十雜記に、「元和十二年五月蓬萊池を新造周廓四百間、元和十五年八月神策三千人を發し魚藻池を浚濼す」など見えて居るから、魚藻池が一番多く、新池は即ち蓬萊池ならんと思はれるが、是が前者に次いだ者と推想される。併し、彼の有名な玄宗朝の曲江池上の盛宴には、未だ競渡の戯有りしこと聽かない所である。

之を要するに、唐代の競渡は楚人の間に古式に則り行はれて居たであらうが、長安に於ては貴嬪縉紳の行樂

宴遊を目的とした催物であつた爲め、莫大な經費を要したるは當然であり、資活通鑑卷第二百四十三唐紀五十九に

寶曆元年秋七月巳未。詔王播造競渡船二十艘。運材京師造之。計用轉運半年之費。諫議大夫張仲方等乃諫減其半。

と見え、舊唐書卷十七上敬宗本記にも同様に讀まれる所である。

稍下降して五代に這入りては南唐國に於て此の行事は再轉して民間行事として行はれた。陸氏南唐書本紀第三に

元宗時。許郡縣村社競渡。每歲重午日。官闈試之。勝者給綵帛銀椀。皆籍姓名。至是盡取爲卒。號凌波軍。

云云

とあり、亦馬氏南唐書卷五にも、

保大中。許縣村社競渡。（以下陸氏南唐書に略同じ）

とある通り、之等は元宗即ち李璟の保大年中（自西紀九五七）の競渡の解禁を記した者である。却説、右の兩南唐

書の記す所を玩讀するに、主催者は郡縣村社等地方の自治團であるが、勝者には綵帛銀碗が官給され、姓名を籍せ、舟子を盡く凌波軍と稱する水軍に編入して居るではないか。此の點が六朝時代の競渡と聊か趣を異にせる所である。

是に更に一つ注意す可きは、郡縣村社の競渡を許すと明記されて居る事情に關してであつて、之に據り當然保大以前に於ては、郡縣村社の主催になる競渡は禁止されて居たのであらうと推測される。然らば何故禁止されて居たか。筆者には特に稽ふる所有る故、項を更めて卑見を開陳することにしよう。

次に宋代の競渡に關し稿を進める。宋代の競渡は帝室に於ても行はれたが、主として西川湖南地方、即ち今日の四川湖南兩省の民間に汎ねく行はれたらしく、宋代人の詩文に競渡若しくは端午なる題名の下に同地方の實況を詠じた者が數篇遺つて居る。

始めに帝室に於ける游觀行事としての競渡から窺ふに、私の寓目した限りでは宋史卷一百十三(禮志第六十六 禮十六、嘉禮)

四に、

消化三年三月。幸金明池。命爲競渡之戲。擲銀甌於波間。令人泅波取之。因御船奏教坊樂。岸上鄙人縱觀者萬計。帝顧視高年暗首者。就賜白金器皿。

と見えるのが唯一の憑據で、其の實況も唐代の如き競漕のみでなく、競漕を伴つて居る。然らば、宋代には何故競渡が帝室に於て唐代の如く盛んに行はれなくなつたと云へば、其處には重大なる意義が存し、夫れが此の小論の核心を成す所であるが、之亦次節に譲る事とし、次に民間の競渡に關し稿を進める。

宋代民間の競渡に就いては、之には比較的史料も多くまづ藝きに引用した欒城集卷第十一所收の競渡の詩の全文を掲げると次の如し。

史君欲聽榜人謳。一夜江波拍岸流。

父老不知招屈恨。少年爭作弄潮游。

長鯨破浪聊堪比。小旆迎風殊未收。

角勝爭先非老事。凭欄寓目思悠悠。

此の詩では蘇轍が何處の競渡を觀たかを明かにして居

ないが、孰れ揚子江沿岸の土地に相違なく、兎も角、右の詩に据れば、「少争作弄潮游」と謂へる如く江の下流地方爲る事は想像に難くないし、之に参加せし者は村郊の若者揃ひであり、「父老不知招屈恨」と謂へるは、古老の間にも屈原を弔ふ意から發した行事爲ることが忘れられて來たかと思はれる。而し曩きに掲出し張來の和端午の詩に詠める所を觀れば、識者の間には屈原を弔ふの意爲ること決して忘れられて居ない。

更に南宋時代に降ると、南宋樓鑰の攻媿集卷十に湖亭觀競渡と題して、

涵虛歌舞擁邦君。 兩兩龍舟來往頻。

閏月風光三月景。 二分煙水八分人。

錦標贏得千人笑。 畫鼓敲殘一半春。

薄暮游船分散去。 尙餘簫鼓繞湖濱。

と謂へる一首、亦南宋葉適の水心先生文集卷六にも求嘉端午行と題し、

行橋東峙巖北？。 大舫移家住無隙。

立瓶巨羅銀價踴。 水衫雪袴胭脂勁。

使君勸客親付標。 兩朋子奪懸分毫。
起身齊着船勢側。 橈安不動濤頭高。

古來崢水鬪勝負。 湖邊常贏豈其數。

岸隴波沸相隨流。 回廟長歌謝神助。

只今索莫何能爲。 敗鼓攪球觀者稀。

千年風土去不返。 醉裏寬讎空展轉。

と云へる一首、今一首後端午行と題せる同人の詩に、

一村一舡遍一邦。 處處旗脚爭飛揚。

祈年賽願從其俗。 禁斷無益反爲酷。

喜公與民還舊觀。 樓前一笑滄波遠。

日昏停棹各自歸。 黃瓜苦菜誇甘肥。

とあるは、孰れも競渡之戲爲る事を明言して居ないけれども、其の意爲ること毫も疑ひなし。

今之等の史料に据り、南宋民間の競渡を觀察するに、多くは端午の佳節を期し催された様であるが、樓鑰の詩に、「閏月風光三月景」とあり、「涵芬樓說郛卷五所引宋羅

大經撰鶴井玉露(現行本に
は不見)、

競渡預以四月八日下船。俗尙聚飲江岸。舟子各招他客

盛列飲饌。以相誇大。或獨酌食前方丈。羣蠻環觀如雲一年盛事。名富貴坊。

とあるに據れば、少くとも四月八日頃より其の準備に取り掛り、正に一年の盛事であつた。亦其の意義及目的も曩きの水心先生又集の詩に、「祈年賽」とか、「回廟長歌謝神助」などの如く、祈年の意を籠めた行事であり、右に引用した説郛卷五所收鶴林玉露に、

蠻鄉最重重午。不論生熟界。出觀競渡。三日而歸既。

望復出。謂之丈十五。舡分五色。皂舡之神尤惡。來去必有風雨。云々

とあるに徴すれば、豫ねて申した様な雨乞の意が蠻郷地方の競渡に遺つて居る。

之を要するに北宋南宋を通じて、湖南地方の庶民間に競渡の風盛んなりしこと十分察知し得るのみならず、茲に亦南宋陸游の老學庵筆記卷二に、

靖康初京師織帛。及婦人首飾衣服。皆備四時如節物。

則春旛燈毬競渡艾虎雲月之類。云々

とあるは、北宋末期の風流天子徽宗皇帝の靖康年間、京

師汴に於て競渡の様様が婦人の好尚に叶ひしことを誨ゆる者であるから、宋代の競渡は都鄙を論ぜず庶人士女の間に親しまれて居たこと想像に難くない。

併し何は扱て措くも、競渡の盛況は南宋の首都山紫水明の杭州に盡きて居ると云つて宜しい。臨安都人、四季折々の游賞は數限りも無いが、西湖之遊覽に先づ指を屈しなければならぬ。南宋周密の武林舊事卷三西湖遊幸の項に依ると、

都城自過收燈。貴遊巨溷。皆爭先出郊。謂之探春。至禁爲最盛。龍舟十餘。綵旗疊鼓。交午曼衍。桀如織錦。內有曾經宣喚者。則錦衣花帽。以自別於衆。京尹爲立賞格。競渡爭標內環。貴客賞犒無算。都人士女兩隄駢集。幾於無置足地。水面畫楫。櫛比如魚鱗。亦無行舟之路。歌歡簫鼓之聲振動遠近。其盛可以想見。(以下略)

とある如く、收燈即ち一月十九日を過ぎる比より探春と謂ひ、貴遊巨室は皆争つて出郊し、禁煙の比に至り最盛と成る。西湖上には龍舟十餘艘。綵旗を掲げ疊鼓を載せ交午に曼衍し、其の様態として織りなす錦の如し。船に

會つて宣喚を經し者有らば、錦衣を著し花帽を冠り、自ら衆より區別を附けて居る。京尹は爲めに賞格を立てると、競渡して標内の璫を争ひ、貴客の賞犒も算する無し。都人士女は兩隄に駢集し、幾んど足の置く所無き有様である。

然るに斯くの如き盛況喝采を博した競渡も、續資治通鑑長編卷四太祖乾德元年夏四月戊子之條に、

禁湖南競渡。

と見え、同卷十三眞宗咸平十四年秋七月乙酉之條にも、

申命諸州禁競渡。

と見える如く、官府は北宋の初期より之を禁止せしめて居る。右は果たして如何なる事情に因るであらうか。此の理由を究明する前に、姑らく競渡と習水戰及水嬉との關係を討ねて見よう。

四 競渡と習水戰との關係

己に一言した如く、茲に競渡とは全く其の起原及意義を異にして居るが、之と略ぼ實況を等しくする習水戰な

る一種の水上游技が存し、其の起原に關しては、晉の葛洪撰西京雜記卷一に、

武帝作昆明池。欲伐昆吾夷。教習水戰。

とあるのが最初にて、夙に漢代に溯り得るのであるが、併し漢代の習水戰は未だ全く游戲化して居らず、三輔黃圖卷四池沼之項に、昆明池及習水戰の實況を詳しく傳へ三輔舊事曰。昆明池地三百三二頃。中有戈船。各數十樓船百艘。船上建戈矛。四角悉垂幡旄葆纓。蓋照濁涯涘。……

廟記曰。池中後作豫章大船可載萬人。上起宮室因欲遊戲。(以下略)

と云ふ如く、漢の武帝が昆明國を伐たんとし、其の豫行演習の意味から起つた行事であると傳へる。而し右に掘れば、之が徐ろに游戲化して來た跡を十分に觀取する事が出来るであらう。

超かに降つて、北宋の初期太祖太宗の比に至ると極盛に達し、觀習水戰とか、閑習水戰とか云つた記が、宋史太祖太宗本紀、續資治通鑑長編、皇朝編年綱目備要、皇

宋十朝綱要等に散見して居る。

先づ宋史卷一、二、三太祖本紀には、建隆二年春正月壬寅、同三年十月丙戌、乾德元年六月己酉、同秋七月丁卯、同二年十一月辛巳、開寶七年夏五月丙寅、同七年壬子、同八月己丑及甲辰、同八年夏四月戊辰の各條、卷四太宗本紀では、太平興國七年冬十月戊辰、同八年三月癸酉、雍熙元年夏四月甲午、の各條に、續資治通鑑長編には、卷三建隆三年冬十月丙戌、卷四乾德元年秋七月丁卯、卷五同二年二月辛巳、卷十三開寶五年閏二月壬申、卷十五同七年夏四月丙子及秋七月壬子己丑甲辰、卷十六同八年夏四月戊辰、卷二十三太平興國七年冬十月戊辰、卷二十四同八年二月癸酉、卷二十五雍熙元年夏四月乙酉、の各條皇宋十朝綱要では、卷一乾德元年四月庚寅、皇朝編年綱目備要では、卷一乾德元年四月、建隆二年春正月及秋七月の各條である。此間凡そ五十餘年間(自建隆至大中祥符)であつて、其の舉行されし場所は多くの場合、

幸造船務。觀習水戰。

とあるに據り、造船務と見做し得るのである。造船務の

存在せし場所は、長編卷十開寶二年四月壬戌之條に「幸汾河觀造船」とあり、汾河は同甲申之條に「幸城北引汾水入新堤灌其城」と云へるを併せ稽ふれば、其の位置も略ぼ判明するであらう。

然るに、宋史太祖本紀乾德元年夏四月寅之條に、
出内錢募諸軍子弟。鑿習戰池。

とある如く、習水戰専用の習戰池を鑿鑿して居る。此の習戰池の位置は、首都汴の朱明門外蔡水の流れを引き注いだこと明記されるに因り、略ぼ想像に難くないし、其の實況に關しても、長編卷四乾德元年夏四月庚寅之條皇朝編年綱目備要卷第一乾德元年夏四月之條、皇宋十朝綱要卷一乾德元年夏四月庚寅之條等に極めて明白であるが、茲に姑らく長編より引用すると左の通りである。

出内府錢。募諸軍子弟數千人。鑿池於朱明門外。引蔡水注之。造樓船百艘。選卒號水處捷。習戰池中。命右神武統軍陳承昭董其役。

而し此の習戰池落成後、即乾德元年以後には、

幸新池。觀習水戰。

と云ふ記事が以前の

幸造船務。觀習水戦。

と云ふ記事と入替り、「幸造船務」の記のは、乾徳元年乃至太平興國八年迄、舊の通り重見するも、「觀習水戦」の附記が喪はれてなくなり、随つて造船務行幸の目的は單に造船實況視察の爲めの御幸に終り、習水戦觀賞の行幸でない事を知る可きである。併し猶ほ此の外に長編卷五乾徳二年二月辛巳之條に、

幸教船池。賜水軍將士衣。有差。

とあるを初めとして、單に「幸教船池」と云ふ記事が、同卷七乾徳四年九月乙巳、卷八同五年二月己丑及丙午、卷十一開寶三年五月甲午及八月戊子、卷十二同四年四月辛酉、卷十三同五年二月壬申、之各條に、宋史本紀でも、太祖本紀同年同月之條下に、長編と殆んど同様に重見せるを以てすれば、新池習戰池は間も無く教船池とも呼び慣はされて來たと想像される。更に長編卷十四開寶六年三月壬午之條に、

以教船池爲講武池。

とあるに徴すれば、教船池は開寶六年三月以還、三度講武池と改稱された者である。随つて長編卷十五開寶七年夏四月丙子之條に、

幸講武池。觀習水戦。

とあるを始めとして、太平興國二年春正月乙巳之條下に至る間、習水戦の記事は悉く右と同様である。

然し乍ら宋史太宗本紀太平興國二年二月乙巳之條を見るに、

幸新鑿池。遂幸講武池。宴射玉津園。

とあつて、講武池以外に今一つ新池が出現し、太宗は此の兩池に幸して居る。扱て然らば此の新池の名稱如何と反問を受けるに、宋史卷六十五五行志に、

太平興國三年三月。鑿金明池。云々

と云へる此の金明池ならんと答へ度い。何故ならば同池の掘鑿は、太平興國二年二月以降と覺しく、宋史禮志にも、

太平興國二年二月。幸新鑿池。賜役卒錢布。有差。

とあるに據り、斯る想像も無理で無からう。就いては此

の金明池の位置何處かと稽ふるに、宋の孟元老撰東京夢華錄卷七に照合すれば、

池左順天門外街北。周約九里約九里三十步。云々

と見え、極めて明白であるが、其の竣工年次は確實には知り難い。右の諸記に据れば太平興國二三年の交より著工し、長編卷二十三太平興國七年冬十月戊辰之條に、

幸金明池。御龍舟觀習水戰。

とあるのが、恐らく金明池落成後最初の習水戰であらう。随つて之より以後、雍熙元年四月乙酉之條下に至る迄、全く同様の記事を發見するのも當然である。

斯様に習水戰が汾水上より習戰池へ、更に金明池へと移行して來た跡を省みれば、其處に如何なる意義を發見し得るかと云ふに、即ち、自然河川上の水上戰鬪演習から脱脱して、池上の游戲に成つて仕舞つたと云ふ事實が明白であると思ふ。此の事實を更に裏書きする者として長編卷二十五雍熙元年夏四月乙酉之條に見える太宗が宰相に語つた言葉を援用するならば、

是日幸金明池。觀習水戰。謂宰相曰。水戰南方之事也

今其地已定。不復施用。時習之示不忘武功耳。

といふのであり。同卷六十八眞宗太中祥符元年三月乙酉之條に見える、

上曰。金明池所習水戰船。蓋每歲春夏都人遊賞。朕亦爲觀之止欲頒資諸司。

とある眞宗の言葉も、此の間の事情を有力に物語る者と云はねばなるまい。

更に之に使用されし舟舩の上から仔細に互り討究するに、先づ汾水上の習水戰には、専ら戰船即ち軍艦を用ひたらしく、宋史太祖本紀乾德元年正月乙丑之條及長編卷四月同上之條に、

幸造船務。觀造戰船。

とあるは、斯る用途の爲めの戰船建造であらう。亦之は習水戰ではないが、宋史卷二太祖本紀開寶八年夏四月癸丑之條に、

幸都亭驛。閱新戰船。

とあるのも、孰れも習水戰にも用ひられる軍艦を閲した意に外ならない。而して亦長編卷十六開寶七年冬十月丙

戎之條及宋史太祖本紀に見える。

復幸迎春苑登汗隄。觀諸軍習戰。

と云ふのと、同長編開寶八年夏四月壬戌之條に、

幸都亭驛。臨汗觀飛江兵乘刀魚船習戰。

などあるのは、孰れも習水戦ではないけれども、全く之

と同種の行事にして、之に據り習水戦に使用されし船艦の種類を判別する事が出来る。

然るに之が習戦池上に行はれる様になつて、樓船が新

たに熾装せられ登場したるは既に引用せる所に因り自明である。其の後金明池上に於て龍船が出現、兩船共に戦船でなく游船爲ることを想へば、之に使用さる舸舟の種類より觀るも習水戦が戦鬪演習より蟬脱し水上游戲に變化して來た跡を歴然と認め得られるし、金明池上の習水戦に至つては、西湖上の競渡と外觀何等相違無きは、唐宋時代の「競渡」の項に論述せる所と比較せば何人も疑ひ無い所である。

五 競渡と水嬉との關係

茲に更に今一つ水嬉若しくは水戲と稱して、實況に於ても曩きの習水戦と略ぼ同様、漢代より存した一種の上競技がある。夫れは、三輔黃圖琳池之項に、

昭帝元始元年。穿琳池。廣千步。……帝時命水嬉遊燕。

とあるのが最初にて、前漢の昭帝の時に始まると謂ふのであるから、習水戦の武帝時代に起るに比較し少しく遲れて居る。

之が超かに降つて宋代に遣入ると極盛に達し、先づ宋史卷五太宗本紀雍熙四年夏四月丁未之條に

幸金明池觀水嬉。

とあるを始めとし、之と全く同文の記事が、淳化三年三月庚申、眞宗本紀咸平三年五月己丑、の各條、宋史禮志にも以上と同様三ヶ所、皇朝編年綱目備要卷第二十二元豐二年夏四月、同卷第二十四紹聖四年三月之各條に散見する。就中、宋史太宗本紀淳化三年三月庚申之條に見ゆる

帝幸金明池。觀水戲。縱京城觀者賜高年白金器皿。

と云ふ水戲の記事は、曩きの宋史卷一百十三禮志に見

えた競渡の記事

消化三年三月。幸金明池。命爲渡之戲。……都人縱觀者萬計。帝願視高年皓首者。就賜白金器皿。

と云へるのと、全く同一時同一場所の水上競技を録せる者に外ならず、是に於て、金明池上の水上演戲は、曩きの習水戰と云ひ、亦競渡と云ひ、今亦水嬉と云ふも、畢竟同一水上演技を指す者であると云ふ結論に到達した。

却説、金明池の實況に關しては、彼の宋の孟元老撰東京夢華錄卷七に其の景觀を實寫し極めて詳密であるが、茲では水嬉と云はず争標と云ふ標題となつて居る。併し此の争標てふ事が水嬉の意爲ること、既に引用せし數々の史料に依り毫も疑ひの餘地無いが、宋の宋敏求撰春明退朝錄卷中に、

太宗於西郊鑿金明池。中有臺榭。以闢水戲。而士人游觀。無存泊之所。若兩岸如唐制設亭。卽踰曲江之盛也。

とあるに據り、其の盛況は唐の曲江の宴を踰える有様であつたことが知れる。今東京夢華錄卷七に記す所の實況を左に要約し紹介して見よう。

例年三月一日を期し、金明池は開かれ毎日教習が始ま

る。順天門内、池の南岸西に百餘歩去つた所、北面して臨水殿あり、車駕是に臨幸して争標即ち水戲を觀るのである。龍舟の競漕の行はれる以前、多趣多様の諸軍の百戲が行はれ、臨水殿前に近き水中に、横に四綵の舟を列べ、其の上にて雜劇が演じられ、又樂部の乗れる兩船があるかと思へば、上に小綵樓を結び、下に傀儡を演ずる小船もあつて、樂船に對して居る。其の他、上に鞞鞭を持つ兩畫船有り、之に緣り投水して一種の曲藝を演ずる者もある。之等數々の水戲が終ると、百戲樂船並各鑼鼓を鳴らし分れて退去する。さうすると小龍船二十隻、上に緋衣を著けた軍士各五十餘人乗り、各旗鼓銅鑼を設けて現はれる。又虎頭船なる者十隻有り、上に一錦衣の人小旗を執り船頭に立つ。又飛魚船なる者二隻、綵畫を以て飾り最も精巧であり、上に雜綵の戲衫を著た者五十餘人乗つて居る。更に鰐魚船なる者二隻有るが、獨木舟で唯一人の撐划を容れるに止る。之等の小龍船は競つて奥屋に詣り、大龍船を牽拽し水殿の前に詣るのであるが、

其の小龍船は先を争ひ圓轉翔舞し迎導するのである。此の中、虎頭船は繩を以て龍舟を牽引し、大龍船は長さ約三四十丈、濶さ三四丈、中に御座の設があり、水殿に至り之を巖する。水殿前より仙橋に至る邊は、紅旗を以て水中に挿し、標識と爲し遠近を分つて居る。小龍船は水殿前に東西に相迎へて列し、虎頭飛魚の兩船は其の後に布在し、兩陣の勢の如く成る。須臾にして水殿前水欄上の一軍校が、紅旗を以て之を招かば、龍船は各々鑼鼓を鳴らして出陣し、棹を划し旋轉して共に圓陣を爲す、之を旋羅と謂ふ。又旗を以て招かば、兩船隊相交互し、之を交頭と謂ふ。又旗を以て之を招かば、則ち諸船皆五殿の東面に列し、水殿に對し行列を排成す。其處で小舟に乗る一軍校有つて一竿を執り、上に錦綵銀盃の類を掛け之を標竿と稱し殿に近き水中に挿して置く。又旗を見はし之を招かば、兩行の舟は鼓を鳴して並進、捷者は標を得る。各々三次争標して止むれば、其の小船復た大龍船を牽き、奥屋の中に入る。斯うして争標水戯は終るのである。

以上は極く概要を簡略に記したに過ぎないが、同書の記載は極めて詳密であつて、之を以て觀れば、水嬉と稱するは競漕の意爲るのみならず、所謂百戯をも含めての意であり、寧ろ競漕は此處では特に争標と云ふ言葉を用ひ限定されて居る。而して此の争標に加はる者は、叙上の如く軍人が多い様であるが、百戯は其れ以外藝人も相交へるは勿論である。故に漢代以來の習水戦は、水嬉と起原を異にせるが、同一とは謂はぬ迄も同様の水上演戲と稽へて差支へ無いのみならず、孰れも龍舟を用ひ競争するを觀れば、六朝以來の競渡とも同類の競技と斷じて宜しい。猶ほ臆斷が許されるならば、宋代金明池上の水戯争標なる者は、漢代以來の習水戦と六朝以來の競渡とが合流して一層游戲化し、此の種の水上競技の最も盛大な行事と爲つた者と稽へて宜しい。故に金明池落成後、同池上に於ては習水戦も競渡も行はれなくなつたのは、之等三者が合流して水嬉と爲つた者と考へられるのである。前者に關しては、一つは已に南方治まり最早水戦の必要無し、水軍に對する認識を深める爲めの斯る行事の

意義喪失せし爲めであり、後者に就いては特に稽へる所
が有るから次節に譲る。猶ほ皇朝綱年綱目備要卷第二十
元豐二年夏四月之條及卷第二十四紹聖四年三月之條にも
金明池上の水嬉の記事有るも、東京夢華錄に比す可くも
無い。唯、

殿中侍御史陳次升上疏略曰、伏聞金明池新造龍船費用
萬貫。肆爲侈靡窮極工巧。必非陛下意也。

とあつて、其の費用の莫大なりしは正に唐代の競渡に對
比す可きであつたことを申添へて置く。

六 競渡の禁止

第三節に於て已に其の緒を開いて置いた如く、宋代民間
の競渡は、斯く迄盛んに行はれたに拘はらず、法令に
依り國初太祖時代より禁止されて居た。南宋葉適の「後
端午行」と題する詩にも、「禁斷無益反爲酷」とすら謂つ
て居るのに、何故斯る禁令が發せられたかを稽ふるに、
南宋莊季祐撰雜助編卷上に、

湖北以五月望日。謂之大端午。泛舟競渡。遂村之人各

爲一舟。各雇一人凶悍者。於船首執旗。身挂楫錢。或
爭駛毆擊有致死者。則此人甘鬪殺之刑。故官司特加禁
焉。

とあり、負傷致死者を出す爲めであると云ふ。斯る事實
は、我國鎮守様の祭例に際し、土車を牽き怪我人を出す
事と全く軌を一にして居るではないか。猶ほ南宋の洪邁
撰夷堅志癸集下に、吳六競渡と題し、

慶元三年四月。鄱陽小民。循故例競渡於鄱江。率皆込
賴惡子。又無衣裝結束。唯祖褐布褲。終日鳴金喧譟下
上。又有持酒賞稿或以六七撥掉者往往酣醉。才東西值
遇。各叫呼相高。稍近則拋石互擊。甚者至射弩放彈。

雖遭傷痕亦不告官。云々

と云ひ、其の甚だしき實況は十分窺ふに足る者がある。
猶ほ又清俗紀聞には、

但競渡は前官所より許しをうけたる遊敢へて禁するこ
となく、多人數集る故爭論等なき様に制するの何れの
世にはしまりたるといふ事は審ならざれども云云

とあるけれども、其の禁止は宋代に濫觴すること最早疑

ひは無い。

併し私は競渡禁止の理由として與へられた右の如き皮相的な答辯を以て満足しないのである。其の背後には猶ほ更に錯雜深刻な社會の表面に現はれざる事情が介在する者と稽へざるを得ない。然らば如何なる事實が其の間に伏在せるかを糺すに、長編卷八乾徳五年夏四月戊子之條に、

禁民賽神爲競渡戲。及祭青天白衣會。吏謹捕之。

とあり、亦同卷十三開寶五年九月庚午之條にも、

禁西川民斂錢給社及競渡。

と記されたる二箇條を以て其の證左と爲す者である。

却説、右の二箇條を按ずるに、第一、競渡の主催は各々其の地の祭禮の餘興として社を結んで取り行はれたこと、第二には、時には之に参加せし人人が白衣會なる唐宋時代の代表的妖教團を作せし事、以上を以て之等を禁止せし旨を記せる者である。曩きの南唐國に於ける郡縣村社の競渡禁止に關する疑義の如きも、正に茲に至り完全に至つた。

即ち宋代民間の競渡は、宋代妖教の傳習機關爲りし民間結社の主催に因る爲め、之を法令を以て禁止せしめたる者と稽へられるのである。併し民間結社は元來妖教傳習の目的のみを以て結ばれたのでない、抑々唐宋時代結社は、庶民の社交機關であると同時に宗教傳道弘布の機關であつた(那波博士、史林第二十三卷所收「唐代の社邑に就きて」一及同第二十四卷所收「佛教信仰に基きて」)。隨つて、妄言に雷同し易き愚昧な民衆の會合する此等の社を介し、左道妖教が傳習されたことの推測は十分可能でなからうか。殊に宗教に關して結ばれた社に就いてさうである。否其の證據として、茲に長編卷三百十三元豐四年六月壬申之條に、

御史豐稷及開封府界提舉司管勾宮鄧忠臣等言、祥符縣鄧公鄉大岡村有泉水。民間飲之多能愈疾。遂妄以李水子爲名。京師内外士庶。軍營子弟。轉相告言。今日神見某處。明日神降某處。傾動風俗結成朋社。率斂財物奔赴鄧公鄉。欲與神立廟。小人緣此易生姦心。神民異業不可不禁不報。

と見える中の朋社を其の一例として提出し得るのであ

る。併し朋社と雖も、元より斯る邪信の結社でなく、那波博士アジヤ問題講座第九卷所載佛國國立圖書館所藏敦煌發見文書第二五一八號講案二十五等人圖並序の商人之條に、

朋社に錢を賭けて聚首となる。

と見える所の朋社で、此處では唐代商人の結社であるが宋代では朋社は邪教の結社と爲つて居る。次に此の朋社に加はり妄言を信じた人達の階級別を檢索するに、雷に靈泉涌出地の祥符縣鄧公鄉大坳村附近の庶民に止らず、京師内外の士庶、軍營の子弟に迄及んで居るではないか。此の事實は、長編卷十二開寶四年十一月己未之條に禁軍民男女結義社。

とある記事と相對應して、宋代には庶民間に擧つて結社の風殷んであり、其の禁止の理由も、其の間に左道妄言妖教の傳習が存外多つた爲めで無からうかと稽へる次第である。猶ほ亦長編卷五十四咸平六年四月丙寅之條に見える。

詔民祠獄者。自今無得造輿輦黃纓緞齒鞞帕。及糾社衆

執兵。違者論如律。

と云ふ一節と、同長編卷一百五天聖五年八月甲戌之條に禁民間結社祠獄演神。私置刀楯旗旛之屬。

とあるは、孰れも神を瀆し、良俗を壞す惧れ有る糾社の禁の意と解せざるを得ない。猶ほ亦社でないが、之と同種類の庶民の聚會と覺しき者の禁止された例は唐代にもあり、肅宗の寶應元年八月に佛寺道觀等に理由なく聚會することを禁する詔が發せられて居る(那波博士、龍大佛中唐晚唐時代に於ける偽濫俗に關する一根本史料の研究)。亦宋史卷一百十三禮志六十六に、

秦法三人以上會飲則罰金。

と云ふが如き、宗教に關係無き庶民の聚會であるが、之すら禁止されて居るは、一に庶民が任意に會合すれば、妖教傳習の機會に利用され、良俗醇風を紊る惧れ有つたからで無からうかと思ふのである。

之を要するに、競渡は斯くの如き社の主催に依り取り行はれたる故禁止に價したのであらうと斷ぜざるを得ない。隨つて金明池上に於ける競漕の如きも、己に闡明せ

し通り習水戦若しくは水嬉と呼び慣はし、競渡と稱することを避け、長編卷七十一大中祥符二年夏四月丁亥之條に、

賜金明池善涸軍士繒錢。先是每歲爲競船之戲。縱民游觀者。

とあつて、競渡と謂はず殊更競船之戲と云へるなど、帝室に於ても競渡を差控へた事實は、競渡禁止の第一の理由のみを以てしては十分に其の意を盡し得ないと思ふのである。

七 結 語

要するに此の小論は宋代民間競渡の禁止の跡を討ね、金明池上の競漕が競渡でなく水嬉と呼び慣はされた事などを推考する間に、宋代叛亂の一思想的背景を成す妖教の傳習される機會及び経路が庶民の結社を通じてであることを發見し、競渡の禁止が亦意外にも之と不可分の關係に在ることを稽じた者である。

終りに臨み、此の小篇に於て甫めて闡明された叙上の

事實を以て唐宋時代庶民間の行事の有する史的意義を稽ふるならば次の如し。

唐代貴族文化華やかかなりし比、年中行事は都市生活者即ち宮嬪縉紳の風流韻事として盛んに行はれた。之に對し村郊田園生活者間にも六朝以來、荆楚歲時記・續齊諧記・太平御覽時序部・唐徐堅撰初學記等所載の唐以前の書に見える如き農村の行事が行はれたに相違無からうけれども、今日より其の詳しい實況は幾んど知る術もな

い。此の事實は後者が前者に比して超かに歴史的價値に乏しい事を意味する。然し宋代に至つても、唐代の夫れは都市生活者の游賞觀樂行とし踏襲されて居るが、之に興りし者は王室貴客の輩に限らず、所謂都人士女迄に及び、此の點が唐代と甚だしく趣を異にして居る。加之、都鄙の別無く、庶民の間に行はれた之等の實況を窺ふに足る史料が備はつて來た事も、之等に新たに歴史的意義の加はつたことを自證する者と云はねばならない。

是に於て、民間行事が社會風教上に及ぼせし影響はと

謂ふに、唐代には専ら貴族的要素、宋代に於ては庶民的要素の多かりしを思はしめるのである。

然れども、茲に庶民的要素といふは極めて廣汎に亘る者爲ること勿論であるが、私が今組上に上さんとするのは、宗教的分野に限つて置かう。

却説、私かに稽ふるに、民間行事と云ふは、年中行事及不定期行事があるが、唐宋時代汎ねく親しまれて居た者は、佛教儀禮に則つた者が其の過半を占める。彼の河伯を祀り山嶽を祠る等佛教に關係無き行事も仲々多いが其の起原及由來は鬼も角として、宗教的祭禮として行はれた例が幾んど大部分である。故に民間行事が社會化の上になほ影響は、宗教的感化を以て其の尤なる者とせねばなるまい。扱て此の宗教的分野の中から、貴族的要素と庶民的要素とを區別して抽出すならば、前者は雅馴後者は淫穢と評す可きであらう。試みに此の事實を已に研究の成果最も顯著な佛教行事に縁り立證して見るならば、本邦でも奈良平安時代以還、遍ねく知られた諸種の講は、支那に於ても逸早く唐代士庶の間に開かれ俗講と

稱し、中唐晚唐時代の夫れは、稍餘興的出演に佛德讚嘆の因縁の説歌詠物の吟咏等有ると雖も、未だ鄙褻に亘らず、宋元時代に至り、經論に假託し淫穢卑褻の言を弄し瓦子の勾欄の欄に於て唱經と稱し興行せし者と距り無くなつたと云ふ事實がある(那波博士東洋史研究、四ノ六、
中唐時代俗講文法師釋疑)、

右は豫め御斷りした如く、總かに佛教行事の裡に見られる定型的な一例を拾ひ擧げたに過ぎないが、意義宏遠難解な教理を講論する貴族的な教風が、通俗平易な講述から、道化戲劇的に奔る庶民的教風に移行した跡を如實に物語る者である。而して此の傾向は獨り佛教界に限る者でない。

以上は主として布教傳道の形式及教團の外形上の論證であるが、教義の實質に就いて、洞察するも略ぼ同様である。即ち唐代に於て、已に彌勒教三階教等の異端宗門が出現するも、未だ一般教界を風靡するに至らず、宋代に於て漸く白蓮菜白雲宗等、唐代より繼續せる者は謂ふも更なり、之に加ふるに、喫菜事魔、白衣會等、其他道教關係の元々鄙俗な信仰に根挿す妖教團の跳梁甚だしき

を以て、悉く軌を同じくせる事實とせねばならないのである。

之を要するに、妖教的教風が宋代人の宗教生活に漲つて來た事は、宗教が妄言を好む庶民の僻に投ぜし爲めであり、其の蔓延の機會は庶民間の行事であつて、之を介し聚會する庶民層に浸透して來た結果に外ならない。然し乍ら、今一例として擧げた佛教の異端宗門は必ずしも佛教的行事を限り介して傳習されたとは思はれない。何

故ならば、異端的宗門は其の教系分明ならざる者多く、夫夫其の正統を奉ぜざるが爲めに發生する者であり宗派に偏せず、妖言に惑ひ易き庶民の會合を巧に捉へては傳習に努めたものと思はれる。總じて以て宋代の民間行事は、假令其れが如何なる宗教に則る行事にしても、之が主權者爲る結社は種々妖教傳習の媒介者と爲りしことを知る可きである。(完)